

みぞぐち幸治事務所
 〒868 0006
 熊本県人吉市駒井田町1952-34
 TEL 0966-22-5800
 FAX 0966-22-5802
 office@k-mizoguchi.com
 http://www.k-mizoguchi.com



11月30日/球磨郡市保育園合同勉強会



12月5日/スーパー1000タワー「京」視察

平成二十六年 皇紀二六七四年
 あけましておめでとございませう。本年が皆様にとって輝かしい一年になることを心からご祈念申し上げます。さて、昨年色々色々なことがありましたが、特に印象に残っていることを二つ挙げてみたいと思います。
 一つ目は十月に熊本県で開催された全国豊かな海づくり大会です。天皇皇后陛下をお迎えする特別奉迎、歓迎レセプション、水俣市での放流事業への出席、そして数ヶ月前から準備に取り組んできた沿道提灯奉迎など大変名誉な体験を

夢、広がる未来へ！
 歴史・文化を守り、育み、継承する



10月21日~25日/日本青年台湾研修

ささせていただきます。皇室を敬う国民の皆様の真心に感動を覚えると共に、天皇陛下を戴く日本に生まれて良かったと改めて感じることができました。
 二つ目は二〇二〇年東京オリンピック招致決定です。近年、迷走する政治状況の影響もあり、国際社会での日本の地位が低下する中、安倍総理ほか関係者の皆様のご尽力により東京開催を勝ち取ったことは、近い将来再び日本が政界の真ん中で輝く意志を国内外に示す大きな出来事であったと思います。
 昭和三十九年に東京五輪開催時には、開会式の十日前の十月一日に東京―大阪間



11月25日/県道止漆田東間下線現場視察

今回のオリンピック開催は、やる気のある地方、七年後に向けてインフラ整備や地域資源の磨き上げにしっかりと取り組む地域には大きなチャンスとなる大会になるはず。幸い、球磨人吉は豊かな自然や国宝青井阿蘇神社をはじめとする歴史的建造物や独特の文化が伝承・継承されている地域です。
 まさに今年には官民一体となって七年後に向けて行動を開始する元年とすると共に、七年後に球磨人吉出身者が東京オリンピックの舞台に一人でも多く立つことができるように応援して行きたいと思えます。
 本年もよろしくお願ひします。



11月2日/深田阿蘇神社秋季大祭

11月14日/岩井工務店安全大会



11月16日/熊本県PTA研究大会



11月30日/明日のリーダー育成塾開校式



12月10日/ひとよし土地改良区との意見交換

溝口幸治新春の集い
 皆様方の多数のご参加をお待ちしております！
とき 平成26年 2月7日(金曜日)
 午後 6:30 開宴(受付 6:00)
ところ 清流山水花 あゆの里
 人吉市九日町30 TEL 0966-22-2171
会費 10,000円
この催物は、政治資金規正法第八条の二に規定する政治資金パーティーです。
 ※当日は立食形式のパーティーとなります。
主催/溝口幸治 新春の集い実行委員会 お問い合わせ先: 事務局/人吉市駒井田町1952-34 TEL 0966-22-5800



▼編集後記
 少し前ですが、TVドラマ「とんび」のエンディングで流れていた「誕生日には真白な百合を」という歌。福山雅治さんが初めて自身の親のことを歌った歌です。子から親への感謝の想いが込められており、感動的な歌でした。
 「あなたがくれたこの名前は いくつの願いこめられてるの そこから見えるわたしの笑顔は誇れるものですか」
 それぞれが選んだ生き方を認め、その幸せを願う親。そんな親に無償の愛を感じずにはいられませぬ。今年はまだ親への感謝の気持ちを言葉にしながら1年をスタートしたいと思います。今年もよろしくお願ひします。<K.T>

この会報のお問合せは
溝口幸治事務所
 人吉市駒井田町1952-34
 tel 0966-22-5800
 fax 0966-22-5802
 http://www.k-mizoguchi.com
 E-mail:office@k-mizoguchi.com



発行 溝口幸治事務所
 記載責任者 富山孝治



平成二十五年四月一日から施行されている「くまもと家庭教育支援条例」に続き、鹿児島県でも家庭教育支援条例が制定されました。この条例制定に尽力された藤崎たけし鹿児島県議会議員と対談を行いました。

特別対談

家庭教育支援条例で、家庭教育力を高めよう！！

（溝口）ようこそ、私の地元の人吉市へいらつしやいました。

（藤崎）九州縦貫道の鹿児島北インターから人吉インターまで一時間で。意外と近いですね。びつくりしました。

さて、熊本県に続いて鹿児島県でも家庭教育支援条例が成立しました。熊本県が先進県ということで、初めて調査にお伺いしたのが平成二十四年七月でしたので、成立まで一年三ヶ月かかりました。長丁場でしたが丁寧に作業を進めました。

（溝口）ご苦労様でした。採決はどうでしたか？

（藤崎）自民党・公明党・無所属が賛成、共産党が反対。県民連合は賛成する議員と棄権する議員で対応が分かれました。もともとこの条例は、全党派で作る政策立案検討委員会で自民党が提案しました。しかし、全会一致

が得られず否決され、改めて自民党が奮起し無所属グループと共同で議員提案条例に仕上げたものでした。

（溝口）そのような経緯があったんですね。熊本県では、家庭教育一〇ヶ条、子ども輝き条例、夢の架け橋教育プラン等を作ってきて、その先に家庭教育支援条例が出てきました。

（藤崎）この条例の特徴は、これまで



もそうなのですが、条例制定後の取り組みを質問でチェックするのも良い方法であると思います。

（藤崎）なるほど。そうすればいいですね。さて、一昨年の総選挙、昨年の参議院選挙において自民党がマニフェストのなかに「家庭教育の支援体制強化」を盛り込んでいます。また、家庭教育推進議員連盟の事務局長だった下村博文氏が現在文部科学大臣に就任していますね。

（溝口）党内では教育再生実行本部が設置され、現在活発に議論されていると聞いています。私たちは教育への問題意識の強い方が文部科学大臣であることを認識し、この大臣の在任中に、やるべき改革に着手しないといけないと思います。私たちのこの条例は国がこれから本腰入れて取り組むものを先取りしているわけです。

（藤崎）最後に教えて欲しいのですが、家庭教育支援条例を成立させた第一号県として、視察や調査依頼は多いですか？

（溝口）多いですね。これまで四県、三市・一区議会が視察に訪れました。また、社会教育課にも問い合わせが多いようです。一番の質問は「制定のきっかけと策定過程」です。それと熊本県内の動きですが、条例実施初年度ということで、PTAや様々な保



教育委員会と知事部局といった縦割り行政のなかでそれぞれに家庭教育施策をしていたものを、縦割りを排除し連携しておこなうように義務付けています。熊本県はうまく各課の連携ができていますか？

（溝口）条例策定の過程から、社会教育課・義務教育課・子ども未来課・私学振興課などが関わっているのので、うまく連携していますよ。

（藤崎）熊本と鹿児島両県ともに条例の条文に「親としての学び」「親になるための学び」を盛り込んでいます。先行する熊本県では、この二つの学びをどのように事業化していますか？

（溝口）「親としての学び」は条例制定前からあった『親の学び』プログラムを活用した講座をPTA研修会や懇談会で実施するなど引き続き取り組んでいます。また、家庭教育について

始まりました。「親になるための学び」としては、『親の学び』プログラム（次世代編）を活用すると共に、高校生の保育士体験などの事業化を検討中です。

（藤崎）それと、議員提案で条例は作ったけれど、実際に執行するのは



教育委員会や関係各課職員です。条例制定に関わった職員は、議員が作った思いが伝わっていると思います。が、異動していくと当時のことを知る人もいなくなるかもしれません。条例制定時の思いを伝え、事業の効果が高めるためにはどうすればいいでしょうか？

（溝口）鹿児島県もそうですが、家庭教育に関する施策の報告義務を課しているのでも、それで確認することができます。また、他の議員提案条例で

護者会から「家庭教育支援条例について説明に来てくれませんか」という依頼が舞い込んでいます。

（藤崎）うれしい悲鳴ですね。鹿児島県でもそうなるかと作った甲斐がありますね。全国各地で家庭教育支援条例ができるように、先行県として九州から頑張りますよ。

（溝口）そうですね。お互い子育て世代。子育てしながら議員の仕事は大変ですが、次世代のため、更に汗を流しましょう。



○●○ 条例には、こんな思いが込められています。●○●

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点である。基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。私たちが住む熊本では、子どもは地域の宝として、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会その他県民みなで子どもの育ちを支えてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されている。また、育児の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題となっている。

これまでも、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、**子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる熊本の実現を目指して**、この条例を制定する。